

令和5年度

第1回陸別町学校運営協議会

日 時：令和5年6月6日（火）午後7時30分より

場 所：陸別町保健センター 1階 多目的室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 出席者 自己紹介

4 説 明 学校運営協議会・地域学校協働本部の概要について

5 選 出 会長及び副会長の互選

会長 _____ 副会長 _____

6 会長あいさつ

7 報告事項

- 1) 小中一貫教育の進捗状況について

8 議事

- 1) 学校運営に関する基本的な方針の承認について
- 2) 意見交換（熟議）
- 3) 年間活動スケジュール（案）について
- 4) その他

9 閉 会

4 説明 学校運営協議会・地域学校協働本部の概要について

【学校運営協議会】

○何をするとところか？

- 主な役割として
- ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認します。
 - ②学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べる
ことができます。
 - ③学校の運営状況等について、毎年度評価を行います。

委員は『意見交換（熟議）』を行い、地域の意向を反映した学校運営の基本方針を目指します。

○位置づけは？

地域とともにある学校づくりを進める学校の応援団
学校とともに歩む子どもの応援団

○意見交換（熟議）の内容は？

子どもたちが持っている課題に対してそれぞれの立場で何ができるかを話し合い、意見をまとめます。

まとめた結果を地域学校協働活動に反映させていきます。

【地域学校協働本部】

○どんな組織か？

地域学校協働活動を推進する体制をいいます。

地域学校協働活動とは、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互に連携・協働して行う活動です。

地域学校協働本部は、地域の教育力を生かした授業を各学校で推進しています。一般的な活動例として次のことが挙げられます。

- ①学校支援活動 ②土曜日の教育活動（土曜授業とは別です）
- ③放課後子ども教室（学童保育所とは別です） ④家庭教育支援活動
- ⑤地域社会における地域活動など

*陸別町の場合は、学校運営協議会と地域学校協働本部が一体となっています。
地域学校協働本部は、学校運営協議会で協議された意見を具体化する組織となります。

学校運営協議会の十分な協議の上での意見を反映された活動を目指します。

7 報告事項

1) 小中一貫教育の進捗状況について

○4月27日(木) 陸別町小中一貫教育推進委員会総会(陸別中学校)

出席者 教育委員会5名 陸別小学校 15名 陸別中学校 13名 計 33名

内容 令和4年度各部会事業報告・決算報告・会計監査報告

令和5年度各部会事業計画・予算・役員選考

8 議 事

1) 学校運営に関する基本的な方針の承認について 別紙を参照してください。

2) 意見交換(熟議)

3) 年間活動スケジュール(案)について

①第1回陸別町学校運営協議会【6月6日(火)】

- ・学校運営協議会/地域学校協働本部の概要説明
- ・今年度の学校運営基本方針の承認
- ・今年度の学校運営協議会/地域学校協働本部事業について
- ・年間活動スケジュールの確認
- ・意見交換(熟議)

②地域と学校の連携推進協議会(根室管内担当:十勝・釧路・根室のオンライン会議)

令和5年8月30日(水) 予定 会場未定

※開催要項を受け取り次第、委員の皆さんに発送します。

③第2回陸別町学校運営協議会【11月中旬予定】

- ・学校運営協議会/地域学校協働本部事業報告
- ・学校運営の取組状況報告
- ・次年度に向けた取組について
- ・意見交換(熟議)

④第3回陸別町学校運営協議会【3月中旬予定】

- ・学校運営協議会/地域学校協働本部事業報告
- ・小中一貫教育事業報告及び主な学校行事
- ・学校評価
- ・次年度の学校運営協議会、地域学校協働本部事業について
- ・意見交換(熟議)

令和5年度学校運営協議会予算

委員費用弁償(旅費) 70,880円 全道研修会(札幌1泊)×2人 ほか

*地域学校協働本部事業は、今年度も学校と協議をしながら進めていきます。

3) その他

参考資料

●学校支援関係

事業	対象	内容	講師	開催日	場所	備考	
地域学校協働活動	小学校	全学年	水泳指導	足寄水泳協会	7/13(水)～ 9/9(金)	陸別町 水泳プール	全16日 22授業
		5・6年生	毛筆指導	野島俊彦	9/5(月)	小学校	全2日 4授業
		3・4年生			9/6(火)		
		1・2年生	読み聞かせ	久禰田紀子	11/10(木)	小学校	全1日 2授業
	中学校	全学年	交通安全 薬物乱用防止	本別警察署 齋藤誌治 陸別駐在所 田中裕樹	5/9(月)	中学校	
土曜授業	小学校	6年生	理科実験	北翔大学 那賀島彰一	12/3(土)	小学校	【中止】
	中学校	2年生	ふるさと科 (郷土資料)	教育委員会	10/1(土)	郷土資料室	
		3年生	行政相談出 前授業	行政相談員 小栗幹夫		中学校	
		全学年	ネットトラブ ル防止教室	陸別駐在所 田中裕樹			
		1年生	ふるさと科 (斗満遺跡)	教育委員会	11/5(土)	公民館	
		2年生	ふるさと科 (関寛斎)	教育委員会	12/17(土)	中学校	
		1年生	キャリア教育	商工会			
		2年生		JA 青年部			
		3年生	町長講話	野尻秀隆			
		2・3年生	ふるさと科 (関寛斎)	教育委員会	1/28(土)	中学校	
3年生	ふるさと科 (日本一寒い町)	空井猛壽	2/18(土)	中学校			
出前授業	小学校	6年生	A I	名古屋大学 長濱智生	2/14(火)	小学校	オンライン
	中学校	1年生	A I	名古屋大学 長濱智生	11/4(金)	中学校	オンライン
		2年生	海水実験	国立環境研 町田敏暢			
ふるさと科	中学校	2・3年生	模擬議会	見学	議会事務局	9/6(火)	議会議場
				学習	陸別町議員	9/26(月)	中学校
				議会	議長・町長・課長等	10/7(金)	議会議場
	1年生	国史跡	教育委員会	7/5(火)	チャシ・公民館		

【令和4年度 町民が関わった学校運営・学校行事等（地域学校協働活動を除く）】

陸別小学校		陸別中学校	
活動内容	実施主体	活動内容	実施主体
校区支援ネットワーク （登下校のみまもり）	各自治会	学校内外環境整備 部活動指導（バドミントン）	陸中PTA
運動会準備・片付け	陸小PTA		個人
学校内外環境整備	陸小PTA		
家庭教育学級 つどい	家庭教育学級		

参考資料

【令和5年度 主な学校行事予定】

陸別小学校		陸別中学校	
4月10日	入学式	4月10日	入学式
4月16日	参観日・PTA総会	4月16日	参観日・PTA総会
5月10日	5・6年生遠足	4月19日～21日	3年生修学旅行
5月11日	3・4年生遠足	5月27日	第64回体育祭
5月19日	1・2年生遠足	6月28日	地域参観日①②③
6月10日	大運動会	～6月30日	
6月22日～23日	5年生宿泊学習	7月5日～6日	2年生宿泊研修
6月28日	参観日	7月13日	1年生野外体験学習
7月20日～21日	6年生修学旅行	7月25日	1学期終業式
7月24日	1学期終業式	7月26日	夏季休業
7月25日	夏季休業	～8月17日	（23日間）
～8月17日	（24日間）	8月18日	2学期始業式
8月18日	2学期始業式	9月19日～20日	夏季休業
9月9日	陸小まつり	9月21日～22日	冬季休業
9月21日	夏季休業振替休日	10月28日	第64回文化祭
10月21日	学習発表会	12月10日	土曜授業・参観日
12月2日	参観日	12月22日	2学期終業式
12月22日	2学期終業式	12月23日	冬季休業
12月23日	冬季休業	～1月14日	（23日間）
～1月15日	（25日間）	1月15日	3学期始業式
1月16日	3学期始業式	2月22日	授業参観日
2月9日	新入生児童説明会	3月15日	第77回卒業式
3月1日	参観日	3月22日	令和5年度修了式
3月22日	令和5年度卒業式		

○陸別町学校運営協議会規則

平成 31 年 3 月 15 日教育委員会規則第 2 号
令和 2 年 3 月 3 日改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき、陸別町立小学校及び中学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会の目的）

第 2 条 協議会は、地域住民、保護者その他の学校の運営に資する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進し、地域とともにある学校づくりを進めることにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

（設置）

第 3 条 陸別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置する。ただし、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 79 条の 9 第 1 項の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す場合は、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第 4 条 協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。この場合において、協議会は、個々の具体的な権限の行使のあり方及び内容について承認をするものではない。

- （1）教育目標及び学校経営計画に関すること。
- （2）教育課程の編成に関すること。
- （3）学校と地域住民等との連携による教育の充実に関すること。
- （4）その他対象学校の校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に沿って、学校運営を行うものとする。

（意見の申出）

第 5 条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

（学校、家庭及び地域の連携促進）

第 6 条 協議会は、対象学校の運営について、保護者及び地域住民の理解、協力、参画等が促進されるための協議を行うものとする。

（学校運営等に関する評価）

第 7 条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第8条 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民等の理解を深めること。

(2) 対象学校と地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。

(組織)

第9条 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員は、対象学校の校長のほかに、次の掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 対象学校の児童又は生徒の保護者

(2) 地域住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第10条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、無報酬とする。

(守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為

(2) 協議会又は対象学校の運営に著しく支障を及ぼす行為

(3) その他委員としてふさわしくない行為

(会長及び副会長)

第13条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の任命後、最初の会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

5 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(会議の公開)

第15条 会議は、公開するものとする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第 16 条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

(委員の解任)

第 17 条 教育委員会は、委員から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

(1) 第 12 条の規定に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3) その他解任に相当する事由が認められたとき。

(庶務)

第 18 条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(補則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。